

【別表1】

秋田県環境保全センター搬入における安定無害化していることを証明する必要がある有害物質について
(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)

項目	基準値	廃棄物の種類					
		①鉱さい	②燃え殻	③ダスト類 [ばいじん]	④①～③を 処分するた めに処理し たもの	⑤汚泥 (製造工程や 加工工程から 生じるもの)	⑥汚泥 ^{※8} (⑤以外の汚 泥)
溶出量							
アルキル水銀化合物	不検出	△ ^{※1}	△ ^{※1}	△ ^{※1}	△ ^{※1}	△ ^{※1}	△ ^{※1}
水銀又はその化合物	0.005 mg/L	○	○	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	0.3 mg/L	○	○	○	○	○	○
有機リン化合物	1 mg/L	—	—	—	—	○	○
六価クロム化合物	1.5 mg/L	○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物	0.3 mg/L	○	○	○	○	○	○
シアン化合物	1 mg/L	—	—	—	—	○	○
PCB	0.003 mg/L	—	—	—	—	○	○
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
ジクロロメタン	0.2 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
四塩化炭素	0.02 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
チウラム	0.06 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
シマジン	0.03 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
チオベンカルブ	0.2 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
ベンゼン	0.1 mg/L	—	—	—	—	△ ^{※2}	○
セレン	0.3 mg/L	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	—	—	△ ^{※7}	△ ^{※3}	○	○
含有量							
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g	—	△ ^{※4}	△ ^{※4}	△ ^{※3}	—	△ ^{※4}
水銀含有量	15 mg/kg	—	△ ^{※5}	△ ^{※5}	△ ^{※5}	—	△ ^{※5}
含水率	80 %	—	△ ^{※6}	△ ^{※6}	△ ^{※6}	○	○

※1 水銀又はその化合物が検出された場合は、アルキル水銀化合物の検査を実施する。

※2 別表2に掲げる施設を設置している場合は、施設ごとに該当する項目の検査を実施する。

※3 燃え殻及びダスト類の場合は、検査を実施する。

※4 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設から排出される場合は検査を実施する。

※5 大気汚染防止法に規定する水銀排出施設及び感染性産業廃棄物を焼却する廃棄物焼却施設から排出される場合は検査を実施する。

※6 泥状を呈している場合は、検査を実施する。

※7 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、産廃の焼却施設の場合は検査を実施する。別紙参照。

※8 石綿含有仕上塗材が廃棄物となった場合は、検査の必要はないが、含水率が80%以下となるよう、必要な措置を講じること。(検定方法)

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(S48.2.17 環境庁告示13)

水銀含有量は、「水銀廃棄物ガイドライン(第2版)環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課(平成31年3月)」

【別表2】

検査項目（汚泥）

水質特定施設番号	物質名	基準値																																							
		汚泥										汚泥の処理物																													
		排出源																																							
		業種	施設	適用																																					
19	紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業	ト 染色施設																																							
		チ 薬液浸透施設																																							
		リ のり抜き施設																																							
21	化学繊維製造業	イ 湿式紡糸施設																																							
		ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設																																							
		ハ 原料回収施設																																							
22	木材薬品処理業	ロ 薬液浸透施設																																							
23	パルプ、紙、紙加工品の製造業	イ 原料浸せき施設																																							
		ニ 蒸解施設																																							
		ホ 蒸解廃液濃縮施設																																							
		ハ チップ及びパルプ洗浄施設																																							
		ト 漂白施設																																							
		チ 抄紙施設																																							
		リ セロハン製膜施設																																							
		ヌ 湿式繊維板成型施設																																							
23	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	ル 廃ガス洗浄施設																																							
		現像洗浄施設等																																							
24	化学肥料製造業	イ ろ過施設																																							
		ロ 分離施設																																							
		ハ 水洗式破碎施設																																							
		ニ 廃ガス洗浄施設																																							
		ホ 湿式集じん施設																																							
26	無機顔料製造業	イ 洗浄施設																																							
		ロ ろ過施設																																							
		ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機																																							
		ホ 廃ガス洗浄施設																																							
		イ ろ過施設																																							
27	前号以外の無機化学工業製品製造業	ロ 遠心分離機																																							
		ハ 靑酸製造施設のうち反応施設																																							
		ヌ 廃ガス洗浄施設																																							
		ル 湿式集じん施設																																							
		イ 湿式アセチレンガス発生施設																																							
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設																																							
		イ バンゼン類硫酸洗浄施設																																							
29	コールタール製品製造業	ロ 静置分離器																																							

物質名		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1, 4-ジオキサン	ダイオキシン類									
		ND	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3									
水質特定施設番号	基準値	汚泥																																		
		汚泥の処理物																																		
排出源		適用																																		
業種	施設																																			
37	前6号以外の石油化学工業	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設																													○					
		チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設																																		○
		ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設																																	○	
		ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設																																	○	
		ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設									○																									
		タ 塵ガス洗浄施設				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○		○	
		38の2	界面活性剤製造業	反応施設																																
41	香料製造業	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設													○	○	○																		○	
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設			○																															
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	イ 水洗施設	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		ロ ろ過施設	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ニ 塵ガス洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	医薬品製造業	ロ ろ過施設	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○																		○	
		ハ 分離施設	○	○		○	○	○	○							○	○	○																		○
		ニ 混合施設	○	○		○	○	○	○							○	○	○																		○
		ホ 塵ガス洗浄施設	○	○		○	○	○	○							○	○	○																		○
49	農薬製造業	混合施設						○													○	○	○	○												
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業	試薬製造施設	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	石油精製業	イ 脱塩施設																																	○	
		ロ 原油常圧蒸留施設																																	○	
		ハ 脱硫施設																																		○
		ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設																																		○
	ホ 潤滑油洗浄施設																																	○		
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設																																	○	
53	ガラス又はガラス製品製造業	イ 研磨洗浄施設																																	○	
		ロ 塵ガス洗浄施設			○	○			○							○			○																	○

物質名		物質名																		ダイオキシソ類																			
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1-トリクロロエタン	1, 2-トリクロロエタン		1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1, 4-ジオキサン												
水質特定施設番号	基準値	汚泥																																					
		汚泥の処理物																																					
	排出源		適用																																				
	業種	施設																																					
58	窯業原料精製業	イ	水洗式破砕施設			○	○																					○											
		ロ	水洗式分別施設			○	○																						○										
		ハ	酸処理施設			○	○																						○										
		ニ	脱水施設			○	○																						○										
61	鉄鋼業	イ	タール及びガス液分離施設							○																			○										
		ロ	ガス冷却洗浄施設																										○										
62	非鉄金属製造業	イ	還元そう							○																				○									
		ロ	電解施設							○																					○								
		ニ	水銀精製施設	○	○																																		
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	○	○																															○	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	イ	焼入れ施設								○																												
		ロ	電解式洗浄施設									○																											
		ハ	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設				○	○																															
		ニ	水銀精製施設	○	○																																		
64	ガス供給業又はコークス製造業	イ	タール及びガス液分離施設								○																											○	
		ロ	ガス冷却洗浄施設									○																										○	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設					○	○																														○		
66	電気めつき施設					○	○				○		○	○	○	○	○	○	○																				
66の2	エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設																																			○			
66の3	旅館業	ハ	入浴施設								○																												
67	洗濯業		洗浄施設									○	○		○	○	○	○	○																				
68	写真現像業		現像洗浄施設				○				○																												
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ	洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ロ		焼入れ施設																																					
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設											○	○	○																									
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設													○																									
-	写真感光材料製造業		溶解施設											○																									
-	石油精製業		改質施設															○	○																				
-	火薬製造業		トリニトロロゾルシン鉛製造施設					○																															
-	貴金属製錬業		青化法製錬施設																																		○		
-	石油製品製造業		蒸留施設											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
-	廃油蒸留施設													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
-	カーバイト法アセチレン誘導品製造業		アセチレン精製施設	○	○																																		
-	その物質による表面処理施設													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

物質名		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1, 4-ジオキサン	ダイオキシン類		
		基準値		ND	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
				ND	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
		排出源		適用																									
水質特定施設番号	業種	施設																											
	—	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチンによる表面処理施設																											○
—	1, 4-ジオキサン含有塗料の塗装施設																												○
—	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタンによる表面処理施設																												○
—	指定下水汚泥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	☆1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造の塩素又は塩素化合物漂白施設																												○
—	☆2 カーバイト法アセチレン製造のアセチレン洗浄施設																												○
—	☆3 硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設																												○
—	☆4 アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設																												○
—	☆5 担体付き触媒の製造（塩素又は塩化水素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設																												○
—	☆6 塩化ビニルモノマー製造二塩化エチレン洗浄施設																												○
—	☆7 カプロラクタム製造施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設																												○
—	☆8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設																												○
—	☆9 4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設																												○
—	☆10 2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノン製造施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設																												○
—	☆11 ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設																												○
—	☆12 アルミニウム又はその合金製造焙焼炉等の発生ガス処理施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																												○
—	☆13 亜鉛回収施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																												○
—	☆14 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）から金属の回収（ソーダ灰を添加してばい焼炉で処理する方法及びアルカリによる抽出する方法（ばい焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・ろ過施設 ・精製施設 ・廃ガス洗浄施設																												○

物質名		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	ダイオキシン類	
水質特定施設番号	基準値	汚泥																										
		汚泥の処理物																										
排出源		適用																										
業種		施設																										
—	☆15 廃棄物焼却炉（火床面積が0.5 m ² 以上又は焼却能力が50 kg/h以上のもの）の発生ガス処理施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																											○
—	☆16 廃PCB等又はPCB処理物分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設又は分離施設																											○
—	☆17 フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法に限る。*1）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・プラズマ反応施設 ・廃ガス洗浄施設 ・湿式集じん施設 （*1 廃棄物混焼法、液中燃焼法、過熱蒸気反応法）																											○

※業種番号と施設記号は、水質汚濁防止法施行令別表第1による。☆印はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2による。
 ※検定方法は、平成4年7月3日付け厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」による。
 ※基準値の単位はmg/L（溶出量）。ただし、DXNの「汚泥、その処理物」はng-TEQ/g（含有量）である。
 ※水銀又はその化合物が検出された場合、アルキル水銀化合物の測定結果を添付すること。